

指 名 停 止 措 置 の 概 要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
青木あすなる建設株式会社	東京都千代田区神田美土代町1	1-002843

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

## 2 指名停止措置期間

令和5年3月24日～令和5年6月23日 (3か月)

## 3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

## 4 事実概要

青木あすなる建設(株)は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。このことが、建設業法(以下「法」という。)第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局から法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けた。

## 5 指名停止理由

上記事実は「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第14号イに該当する。

## &lt;指名停止等措置要領別表第2&gt;

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 14 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。 ア 指示処分を受けたとき <u>イ 営業停止処分を受けたとき</u>	(略)  当該認定をした日から 2か月以上6か月以内 <u>当該認定をした日から 3か月以上9か月以内</u>

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当  
茨城県水戸市笠原町978-6  
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)